

堀部正二著

中古日本文學の研究

— 資料と實證 —

教育圖書株式會社刊

〔認承協文出〕
〔あ370340號〕

昭和十八年一月十五日 印刷
昭和十八年一月二十五日 發行

二〇〇部
〔中古日本文學の研究〕
【**定 價 金 五 圓**】

取何時にでも
取替へます

著 者
堀 部 正 二
ほり べ せい じ

發行者
京都市中京區河原町通四條北入
教育圖書株式會社
惠贈取締役
田 村 敬 男
た ぬ ら けい ぶ

印刷者
京都市中京區壬生坊城町六番地
天進社印刷所
西京三〇定 池 由 太 郎
さい けい さん じゅう たい ちやう

京都市中京區河原町通四條北入

發 兌
教育圖書株式會社

（日本出版文化協會登錄第壹〇七五壹參號）
電話 東京部 五三二二番
振替 東京部 一〇六一五七五四番
大阪部 一五七五四番

〔配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社〕

（坂 井 製 本）

序にかへて

生來不文である上に懶惰疎漫の自分ではあるが、それでも過去數年間折にふれ時に従うて書溜めた論文覺書の類は、かなりの量に達するやうになつた。もとより研究と名付くべきほどの組織と内容とをもつたものではなく、ただ時々の興に惹かれ、或は資料の偶目し得たに任せて、些か紹介・考證の筆を弄したにすぎないものばかりであつて、我ながら顧みて恥かしい想を禁ずることが出来ない。自分には別に是非まごめてみたいと思ふ二三の題目もあつて、それを研究の中心としながら些か資料の蒐集につとめてゐる筋もないわけではないが、その筋のことはつい筆にするのも臆劫になり、且つは生活の多忙に負けてしまつて、未だ發表する機會も得ないのである。いはば道草の收穫ばかりをこれまで氣安いままに書きとめもし、又發表もしてきたのである。従つて、それらに充分な統一がなく、散漫で燕雜であるとの譏りは免れ難いといふ事も、自ら承知してゐないわけでもない。本書はそれらの舊稿のうちから、平安時代の物語・日記紀行・和歌・歌謠に關するもの十七篇を選び蒐めて一書としたもので、書名の如きは内容に對して甚だおほけな

い氣がするのであるが、暫く書肆の求むるところに従つて置いた。研究といふ言葉はもつと充實した中味のあるものの場合に取残しておきたいやうな考へを、自分は前から懷うてゐるのである。

國文學の作品中でも平安時代のものが最も早く學問の對象となり、且つこの國の教養層への影響も大きかつた事は、改めて言ふを要しないであらう。従つてその研究の傳統は古く長く、またその普及も遠く廣いのであつて、それだけにともすれば研究に未開拓の餘地なきかの如き感を世人に與へしめる傾もないわけではないが、扱て自らその研究に従つてみると、特に文獻學的研究の領域に於て、その餘りにも基礎的研究の不完全不十分なるを痛感せざるを得ないであらう。研究資材の探究に就いても、又その資材の見方、取扱ひ方に就いても、從來の研究に必らずしも満足することの出來ぬものなほ多く残されてゐるし、わけて埋もれた資料の博搜と發掘、及びそれを基として文學史的新事實を知り、或は散佚せる作品の再現に努める如きは、荒蕪のまゝに残された分野として、特に今後の開拓を俟つ處多い事を感じるのである。本書に收めた蕪稿の如きは、いづれも些々たる未熟なものばかりではあるが、すべてさうした資料の再吟味、乃至は新資料の探究紹介を主として、その上に若干の考察を加へる事によつて、從來の研究に幾らかな

りとも附加する所あらんことを期したもので、この書に「資料と實證」といふ如き副題を添へたのは、以上の如き本書の立場を表はさんとする微意に出づるに他ならない。思へば洵に貧しくも小さい、そして無趣味な結實であるにすぎないが、今日の所自分にはこの程度の事しか出来ないのが遺憾である。引例や考證が煩はしいと迷惑に感ずる人もあるであらうが、又一部には幼い考證よりも資料の方がほしいと言ふ人もあるであらうから、資料はなるべく端折らないことにした。それらが更に研究家に利用されて、或は卑説が訂正されたり又は思はざる教示を得ることが出来たならば、この上ない幸に思ふのである。

本書に收めた諸稿には、嘗て京都帝國大學國文學會の機關雜誌である「國語・國文」や、「文學」・「國學院雜誌」・「書誌學」・「文藝文化」などの諸誌に發表したものも多いが、それらを再録するに當つては若干の訂補を加へるに努めた。ただ「狹衣考證」・「定家自筆本土左日記流傳小史」・「爲相本土左日記の一解釋」・「麗花集攷」の四篇は、編述に際して新たに稿を起したところのものである。これらの諸篇は過去七・八年間の折々に書かれたもので、とりどりに小さな思出や感慨を伴はないものではない。而して小著自身は、自分にとつてまた最も大きな思出の種となるであらう。この書の校正が初まる頃、自分は小著の發刊を最も楽しんで待望してくれた郷里

の實父の急逝に遭つた。家事整理などの爲に、自分は一月餘りの間毎日京阪間を往復して、極度に多忙な日を送らねばならなくなり、爲に校正の如きは全く車中の小閑を利用してなされた。今この書を亡き實父釋彦順の靈前に捧げんとするに際して、切なる感慨の禁じ難いものが存するのである。

國を擧げて凡ゆる艱苦窮乏に堪へつつあるこの聖戰下に、小著の如きが刊行の機會を與へられたのは此の上もなく忝い事に思はれて、聖恩の廣大、國土の光榮に、今更ながら感激せざるを得ない。更には拙い自分を斯の學に御導き下さつた恩師吉澤義則博士・新村出博士・澤瀉久孝博士・宮田和一郎先生始め、多くの諸先生方に對し奉つても、ここに更めて厚く御高恩を謝したいと思ふ。わけて新村先生が、御多忙中にも拘はらず小著の爲に背及び扉の題簽の御揮灑を快諾して、以て小著を飾つて下さつたことは、何とお禮を申してよいやら、眞に有難い極みであると思ふ。自分の心は今一つの約束を果し得た安心の思と、師友の溫い恩情に對する感謝の心とに和らいである。今後も斯の道に些かの微力を盡して、世に報ひたい想をあらたに覺悟してゐるのである。

昭和十八年一月

目次

前田家本大和物語の一考察	一
散佚古物語雜記	三
一、藐姑射刀自物語	三
二、狗野物語	六
新資料による住吉物語の一考察	九
源氏物語雜々私記	三
一、和漢字源通釋抄と耕雲本源氏物語	七
二、舊尾州家藏河内本源氏物語存疑	九
三、鎌倉末期の古註雪月抄逸文について	二六
桂中納言物語と末摘花	一六

「櫻人」・「狹蓆」・「巢守」攷……………一五

玉藻にあそぶ物語の作者について……………一九三

狹衣考證——その作者と著作年代……………二〇五

堤中納言物語成立私考……………二五五

定家自筆本土左日記流傳小史……………二六七

爲相本土左日記の一解釋……………二七五

紫式部日記雜攷……………三〇一

拾遺抄及び拾遺集の成立に就いての考察……………三一

麗花集攷……………三九五

催馬樂「老鼠」の歌詞について……………四三五

和漢朗詠集の成立年代について……………四三五

西行と蹴鞠……………四四五

前田家本大和物語の一考察

——古寫本に於ける闕字と校合の或場合——

一

先年尊經閣叢刊の一として複製刊行された前田侯爵家所藏の藤原爲家筆大和物語には、その巻尾に

弘長元年十二月比以家本令書寫之 同二年校合之

六十五老比丘融覺

と融覺

爲家の
法名

の奥書があり、更に中院通村が自筆で

此一冊者前大納言爲家

法名
融覺

眞跡也以家本書寫之由見奥書抑此物語正本不留布當世仍備

仙洞御覽畢 尤可

謂絶代之至寶者也

正二位源通村(花押)

と識語を加へてゐて、古來爲家の眞蹟であると信せられてきたものであるが、その書風についてつぶさに檢してみると、巻首と巻尾とでは決して同一人の筆蹟とは認められず、極めて酷似した兩筆からなつてゐるものと考へられる。これは既に同複製本に副へられた池田龜鑑氏稿の解説に

も指摘されてゐる所であつて、何人にも明らかな所であらう。而してその何れが爲家筆かといふに、老熟平淡の書風を示せる卷首の筆蹟を以てそれに擬すべきこと、これも右解説に述べる如くであらうと思はれる。

所が從來その筆者については異論があつた。同じ池田龜鑑氏の稿になる傳爲氏筆大和物語古文
學秘 會本複製の解説には前田家本について、「右通村の奥書の如く、前田家本は果して爲家の眞跡であるかどうかは不明である。恐らく彼の眞跡ではないであらう。又融覺の奥書も、果して彼自身の書く所であるか否か、疑問の餘地があるかも知れない。しかしながら、少くとも、彼の時代に書かれたものであるべきことについては明かな證據がある。即ち前田家藏の定家自筆と稱せられる源氏花散里・柏木の兩冊、松岡三次氏藏の金槐集等に於ける定家自筆以外の箇所の書風とほとんど全く同一であり、或いは、全然同一人の書寫する所ではないかと思はれる位であるからである。」と述べてやゝ否定説に傾き、鈴木知太郎氏「文學」第二卷第五號所收「大和物語諸本の系統」三二頁も二つほどの理由によつ

て本文及び奥書共に爲家自筆とは必ずしも認め難いとされてゐる。然しこれらはいづれも誤解に基くものであらう。かの定家所傳の金槐集に於ける書繼ぎの筆蹟とこの前田家本大和物語の筆蹟との兩者についてその字形及び線條を比するに、一は豐滿他は枯瘦であつて到底類似の點を認め得ず、明かに異筆と斷せられるべきものである。^②

爲家否定説の根據とする所はかくして全く従ひ得ないのみならず、むしろ、弘長の融覺與書及び卷首の筆蹟は根津氏所藏の文應元年融覺自筆古今和歌集土橋家舊藏や中山侯爵家舊藏の文永九年融覺自筆古今和歌集の與書と全く同筆と斷すべきもの、五島慶太氏所藏の三首和歌懷紙や、京都里見忠三郎氏所藏の融覺自筆書狀なども著しく氣風の類似する所であつて、これが自筆たるを疑ふべき點は毫も存しないかに思はれる。複製本解説がほゞ爲家説に落着いてゐるのを妥當とすべきであらう。

次に前田家本における異筆の書繼ぎの部分についてみるに、その筆蹟は爲家の體に模して遙かに及ばざるものがある。恐らく老後の爲家に近侍せし女性と考ふべき點から、解説には阿佛を以てこれにあてる假説を述べてあるが、それも疑はしいであらう。その線條甚だしく纖細稚拙、行筆の遲滯逡巡せる貌は、當時相當の年輩にあつた阿佛の筆とは全く考へられぬ所であつて、その線條の幼く未だ習熟せざる點や、やゝ料紙負けせる如き氣分の感ぜられる點より見れば、恐らくは未だ廿歳前後の若き女性の手になるものと見るべきであらう。阿佛の眞蹟は世に流布するもの乏しいが、嘗て井上侯爵家から出た自筆の書狀や其他署名ある他の一二の筆蹟に比してみても、これが阿佛に非ざる事はほゞ言ひ得る所である。

ともあれ、前田家本大和物語は、爲家と書繼ぎの女筆との兩筆から成つてゐる事に疑問はない

と思ふ。たゞその兩筆の判別は、書風の酷似してゐる爲に甚だ困難であるが、解説には「つぶさにこれを検するに、卷頭の六枚は同一人の筆なるべく『先坊云々』以下は、別人の筆の如く看取せられる。即ち本書は六枚の終を堺として、前後各筆者を異にすると思へざるを得ない」とあつて、六枚の裏終までを爲家の筆と考へ、以下はすべて書繼の筆と考へてゐるのである。然しながら複製本について熟覽すれば、それにも若干の修正を要求せねばならぬであらう。墨色の相異は全く窺ひ得ない爲に、單に線條の質と、字形・書癖等によつて判するより他ないが、六枚裏の第五・六行の二行は「の」・「な」・「た」・「か」・「あ」等の諸字から見ても到底爲家のものとは受取れない。兩筆の境界は當然第六枚裏第四行と第五行との間に置くべきものと信ぜられるのであるが、然しながら第七枚以下に於いては爲家筆を全く有しないかといふに、さうではないのである。第四十三枚裏・四十四枚表及び同裏第三行までの二頁餘はその老熟の筆明かに爲家のものと判すべきであつて、この外にも部分的には多數の爲家筆を交へてゐるものと考へられる。今、上述の部分は略して、他に自分の調査によつて爲家筆と判断せるものを摘記すれば左の如くである。一行全部が爲家筆の場合は（全行）と括弧を付して擧げ、他は爲家筆と認むる文字のみを出せり。やゝ疑問のものには（？）を加へた。尙丁數は墨付の部より數へたもので、白紙は勘定に入れない。

〔丁〕

〔行〕

〔語句〕

〔丁〕

〔行〕

〔語句〕

七才

3

みや

十才

4

桃園

5 宮 (全行) 11才 7 故源大納言の君
 7 (全行) 7 陽成院(?)
 13才 6 北方(?) 7 明念覺といふ法師の
 十九才 4 帝(?) 4 君(?)
 廿二才 7 故式部卿(?) 4 亭子
 6 亭子 7 中納言(?)
 卅七才 3 閑院 50才 3 大膳
 五十二才 4 彈正の 81才 5 信明 公忠朝臣男
 7 備 7 後守さねあきら

これらは尙一應原本についてその墨色の點からも確めてみる必要があるが、先づ爲家の筆と斷すべきものかと思はれる。中について十枚目表の二行餘りは、書繼ぎ筆者の後を承けて爲家が更に筆を續けたもので、

桃園兵部卿宮うせ給て御はて九月つこ」もりにしたまひけるにとしこかの宮」のきたのかたにたてまつりけるにとし」こかのきたのかたにたてまつりける(十枚目表の第四行より同面の末尾まで)は行の變り目、傍線はみせけち

とあるうち「宮の」以下三十四字のみを書寫し、同じ丁の裏面からは又書繼ぎ筆者の筆に變つて

ゐるのである。恐らくは爲家が中途から筆を執つたものの、文意を案じなかつた爲に目移りの誤寫を犯し、直ちに書寫を厭うて筆を擲つたものかと想像されて興味が深い。他はすべて書繼ぎの筆者が故意に設けておいた空白の個所に、爲家が後に填字したものであることは、その配字の状からも容易に察せられる。而して前田家本に於いて、遂に填字されることなく空白のまゝに残された部分が現に見出される事からも、その事は又裏書きされるであらう。解説に「故意に空白を残した部分」として十一個所を指摘してゐるが、そのうち、他本にあつても本文のない七個所は別として、この七個所は爲家本の底本となつた家本に於いて、も既に空白となり缺けてゐたものと思はれる。 他の

八オ 一行 うせたまひにければノ次約二字、他本「大輔」

三〇オ 五行 ある人のおほむノ次約二字、他本「驗者」

三六ウ 七行 かねもりノ上約四字、他本「越前權守」

五八ウ 一行 のきみノ上約二字、他本「修理」

とある四個所の空白は、爲家が填字すべく故意に空白を設けたまゝ然も填字の際に不注意にも見落されたものと解すべきであらう。解説が凡べての空白を一樣に取扱つて、爲家本の底本たる「家本」に已に同様の空白が存してゐたか、又は爲家等が何かの考へで——即ち原本に不審な點がありそのまゝ従ひ得なかつたか、或は後に考勘の文句を記入するつもりで——特に餘白を残し

ておいたのかも知れぬと述べてゐられるが、この本には他にも爲家の填字の例ある事を思へば、はゞ既述の如く考へて誤りあるまいと思ふのである。

かくの如く前田家本大和物語にあつては、卷初並びに中間の一部を爲家自ら書寫し、他は多く女筆に書繼がしめて間々數字を填字してゐる事實が認められるのである。以下この點について暫く他に類例をも求め、その意味について考へてみたいと思ふのである。

註

① (一)前田家藏の源氏物語花散里・柏木兩帖と此本とは全く同筆であること、(二)本文と融覺の奥書とは別筆かと思はれ、且、奥書の存する紙葉にはその奥書以前に何等かの文字があつたのを削去つてその上に書かれてあるが、尙空白の紙も後にあるのからみると、これはやはり後人の爲にする業で、爲家の奥書に擬する爲に原文字を抹削したのであらうと思はれること。(以上取意)

② 鈴木氏が(二)の理由とされる所は、原本についてみれば誤解なる事明白である。本文卷初の部分と奥書とは決して別筆ではないし、又、奥書のある紙葉については、融覺の奥書と磨滅に近い文字とは決して同面に書寫されてゐず、氏のいはれる如き事實は認められない。この磨滅した文字は「法印□巖(花押)」と列讀され、この書の原所持者の署名と思ひ。融覺の奥書の裏面左下隅に存し、その字體から見ても室町期以降のものである。

二

全數卷に亙る大部の書にあつてはいはすもがな、一卷の書冊中にあつてもそれが二人乃至數人

の合筆よりなつてゐる例は、平安朝以來の日記・記錄類や經卷佛典等の古鈔本に於いて必ずしも僅少ではない。今假名文の場合についてみるに、後世の修補其の他の場合を除き、同時代の數人の合意によつて合筆された例としては、解説に松平家舊藏傳行成筆和漢朗詠集(伊豫切)私云、上卷前半は御物粘葉裝本朗詠集と同蹟であるが、第三十三丁裏秋夜の半ばよりはそれを學んだ人の筆と思はれる。前田家藏傳公任筆入道右大臣集を始め、松岡忠良氏藏金槐集・前田家藏青表紙本源氏物語柏木の卷卷頭十二枚の第一行まで定家自筆、以下類似の他筆同藏惠慶集外題及卷首二葉定家筆、殘餘は他筆益田家藏百番歌合・後百番歌合・月清集等定家關係の數書を擧げてゐる。この他、冷泉家所藏の基金吾説・江帥集や前權典厩集なども卷初の一・二葉のみ定家の自筆で、以後は別筆である。いづれも卷初とは筆蹟を異にしてゐるが、たゞ松平家舊藏傳行成筆和漢朗詠集(伊豫切)の後半書繼ぎの部分については、その前半部と料紙の紙質等をも異にしてゐる所から、これをやゝ時を後にする書繼ぎと考へる説が一部に行はれてゐる程であるから、他の諸例と一樣に考へる事には疑問がある。然し、かくの如き合筆の例は古く平安朝の中期頃からも見られる事であつて、世に忠家筆の柏木切、俊忠筆の二條切と傳へてゐる和歌合抄中の歌合には、その類例を極めて多く含んでゐる。特に柏木切と稱せられてゐる手の歌合に於いて著しく、その殆ど全部は二條切或はその他の筆との合筆になるものであり、卷初の歌合名の見出しの如きは盡くそれら他筆の手になつてゐるのであつて、一個の歌合を柏木切筆者が單獨で書寫してゐる例は全く見當らない。^①